

**日本原燃株式会社 MOX 燃料加工施設、電源開発株式会社大間原子力発電所、東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所及びリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設の保安規定認可について（案）**

**－原子炉等規制法改正（令和 2 年 4 月 1 日施行分）に基づく制定－**

令和 2 年 9 月 1 6 日  
原子力規制委員会

1. 経緯

平成 2 9 年 4 月 1 4 日に公布された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）の改正事項のうち、令和 2 年 4 月 1 日施行分の規定において、保安規定の制定の時期が、従来の「事業開始前又は原子炉の運転開始前」から、「原子力施設の設置の工事に着手する前」と変更されたことを受け、当該改正の施行日において、既に設置の工事に着手して、保安規定を制定していなかった原子力施設に関して、それぞれの原子力事業者から、下表のとおり保安規定認可の申請があった。

申請者	対象施設	申請日（補正日）
日本原燃株式会社	再処理事業所 MOX 燃料加工施設	6 月 1 日 (8 月 1 9 日、9 月 3 日)
電源開発株式会社	大間原子力発電所	5 月 2 8 日 (8 月 3 1 日)
東京電力ホールディングス株式会社	東通原子力発電所	5 月 2 8 日 (8 月 3 1 日)
リサイクル燃料貯蔵株式会社	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設	7 月 2 8 日 (9 月 4 日)

2. 原子力規制庁による審査

原子力規制庁は、これらの申請について、公開の審査会合等において審査（\*）を進めてきたところ、申請のあった 4 施設の保安規定について、加工施設は原子炉等規制法第 2 2 条第 2 項、発電用原子炉は同法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項、使用済燃料貯蔵施設は同法第 4 3 条の 2 0 第 2 項において、それぞれの項の各号に定める要件（許可を受けたところによるものでないこと及び災害の防止上十分でないものであること）のいずれにも該当しないことを確認した。（詳細は別紙 1 - 1 ~ 4 参照）

（\*）運転段階の実用発電用原子炉についても同様の審査が行われており、うち 6 件については既に認可済み。

### 3. 保安規定の認可処分の取扱いについて

原子力規制委員会は、原子力規制庁の審査結果を受け、申請のあった4施設の保安規定について、それぞれ各号のいずれにも該当しないと認められることから、別紙2-1～4のとおり認可することとする。

(参考1) 制度改正での保安規定関連の経緯の詳細

平成29年4月14日

改正法の公布（施行は公布から3年以内、経過措置としてQMSの許可事項は施行日から3月以内に届出、保安規定の変更は施行日から6月以内に申請）

令和元年12月25日

法改正に対応したQMS基準規則及び解釈、実用発電用原子炉関係の規則及び保安規定審査基準並びに事業者検査、保安措置等に係る運用ガイドを原子力規制委員会にて決定（施行日において既に設置の工事に着手していて保安規定を制定していなかった原子力施設に関して、経過措置として9月30日までに申請）

運用として施行日前においても申請を受理し審査を開始することを了承

令和2年2月5日

法改正に対応した核燃料施設等関係の規則及び保安規定審査基準を原子力規制委員会にて決定（経過措置等は実用発電用原子炉関係と同様の内容）

令和2年2月27日

実用発電用原子炉設置者（東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社及び関西電力株式会社）からの保安規定変更認可申請を受理

令和2年4月1日

改正法等の施行

改正法附則に基づき、実用発電用原子炉設置者、日本原燃株式会社及びリサイクル燃料貯蔵株式会社からQMS許可事項に関する届出を受理（以降、その他原子力事業者から届出を受理）

令和2年5月26日、6月3日

保安規定変更認可申請について、順次公開の審査会合等を行い、5月26日に東京電力ホールディングス株式会社からの申請2件及び関西電力株式会社からの申請3件、6月3日に中部電力株式会社からの申請1件に対して認可（長官専決）

令和2年5月28日、6月1日、7月28日

施行日において既に設置の工事に着手していて保安規定を制定していなかった原子力施設に関して、保安規定の認可申請を受理（9月中に全ての原子力事業者から申請を受理する見込み）

(参考2) 申請の概要

	<p>実用発電用原子炉                  (電源開発株式会社大間原子力発電所、東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所)</p>	<p>核燃料施設                  (日本原燃株式会社再処理事業所MOX燃料加工施設、リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設)</p>
法令等遵守体制	◎	◎
品質マネジメントシステム	◎	◎
職務及び組織	◎	◎
主任技術者等	○原子炉主任技術者は次回以降	◎
保安教育	○協力企業従業員への教育、運転に関する教育は次回以降	◎
運転管理・燃料管理	○重要事項等を審議する委員会に関連する事項以外は次回以降 (運転時の措置は燃料装荷までに規定)	○重要事項等を審議する委員会に関連する事項以外は次回以降
放射線管理	△	△
廃棄物管理	△	△
設計想定事象等での措置等	△	△
記録及び報告	○事故報告等は次回以降	○事故報告等は次回以降
施設管理	○定事検・高経年化技術評価は次回以降	○定事検・高経年化技術評価は次回以降
情報の共有・公開	◎	◎

◎：今回申請（次回以降に組織等で変更する事項もある。）

○：今回一部申請（次回以降申請事項を表中に付記）

△：次回以降申請

### (参考3) 参照条文

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（昭和32年法律第166号）

（保安規定）

第二十二條 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第十三条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 加工事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

（保安規定）

第四十三條の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第四十三條の三の五第一項若しくは第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(保安規定)

第四十三条の二十 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 使用済燃料貯蔵事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

[添付資料]

- 別紙 1 - 1 日本原燃株式会社再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定の制定に関する審査結果
- 別紙 1 - 2 電源開発株式会社大間原子力発電所原子炉施設保安規定の制定に関する審査結果
- 別紙 1 - 3 東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所原子炉施設保安規定の制定に関する審査結果
- 別紙 1 - 4 リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定の制定に関する審査結果
- 別紙 2 - 1 再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定の認可について (案)
- 別紙 2 - 2 大間原子力発電所原子炉施設保安規定の認可について (案)
- 別紙 2 - 3 東通原子力発電所原子炉施設保安規定の認可について (案)
- 別紙 2 - 4 リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定の認可について (案)

# 日本原燃株式会社再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定 の制定に関する審査結果

番 号  
令和 2 年 9 月 1 6 日  
原 子 力 規 制 庁

## 1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 2 年 6 月 1 日付け 2020 燃建発第 1 号（令和 2 年 8 月 1 9 日付け 2020 燃建発第 6 号及び令和 2 年 9 月 3 日付け 2020 燃建発第 8 号をもって一部補正）をもって、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき申請された再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定認可申請書が、原子炉等規制法第 2 2 条第 2 項第 1 号に定める加工事業の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 2 2 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第 1311274 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 2 2 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

## 2. 申請の概要

本申請は、原子炉等規制法の一部改正に伴い、保安規定の制定時期が事業開始前から設置の工事に着手する前となり、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 4 1 年総理府令第 3 7 号。以下「加工規則」という。）及び審査基準が改正されたことから、保安規定を制定するものである。

なお、本申請において申請されていない事項については、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がないことから、核燃料物質の搬入前までに加工事業の許可を受けた内容を踏まえて保安規定に定めるとしている。



### 3. 審査の内容

#### 3-1. 原子炉等規制法第22条第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、加工事業の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制、品質マネジメントシステム、保安に関する職務等について、保安規定に定める品質マネジメントシステム等が、加工事業の許可を受けた保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項及び技術的能力に関する説明書の内容等と整合していること。
- (2) 施設管理について、保安規定に定める使用前事業者検査の実施等が、加工事業の許可を受けた加工施設の位置、構造及び設備並びに保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。
- (3) 保安教育について、加工事業の許可を受けた加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。
- (4) 記録について、加工事業の許可を受けた加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。

#### 3-2. 原子炉等規制法第22条第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

##### (1) 加工規則第8条第1項第1号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）

加工規則第8条第1項第1号に関する審査基準は、保安規定に基づき重要度等に応じて文書を定め、遵守することが定められていること、経営責任者の積極的な関与が明記されていること、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確になっていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、加工規則第8条第1項第1号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安活動を実施するに当たって、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう社長が基本方針を定め、必要に応じて見直しを行うことが定められていること。
- ② 関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう組織内規程類を定め、これに基づき計画を策定し、活動状況を評価し、その結果を反映することが定められていること。
- ③ 上記の計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守に関する活動を実施することが定められていること。

##### (2) 加工規則第8条第1項第2号（品質マネジメントシステム）

加工規則第8条第1項第2号に関する審査基準は、品質マネジメントシステムが、

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること等としている。

規制庁は、品質管理基準規則で定められた事項を踏まえた許可事項を基に品質管理基準規則解釈で定められた事項を踏まえ品質マネジメントシステム計画が定められ、当該品質マネジメントシステム計画において安全文化の育成及び維持に関することを含め、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る仕組みをその保安活動の重要度に応じた管理とすることが定められていること等を確認したことから、加工規則第8条第1項第2号に関する審査基準を満足していると判断した。

(3) 加工規則第8条第1項第3号（加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織）

加工規則第8条第1項第3号に関する審査基準は、加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることとしている。

規制庁は、使用前事業者検査等における独立性を確保するための体制を含め、建設段階の加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

(4) 加工規則第8条第1項第4号（核燃料取扱主任者の職務の範囲等）

加工規則第8条第1項第4号に関する審査基準は、加工施設の保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められ、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること等としている。

規制庁は、核燃料取扱主任者の選任が定められ、社長、事業部長等への意見具申及び従事者に対する指示等を職務とし、保安の監督を行うために必要な権限を有すること、また、保安に係る業務を兼務しないことで独立性を確保することが定められていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第4号に関する審査基準を満足していると判断した。

(5) 加工規則第8条第1項第5号（保安教育）

加工規則第8条第1項第5号に関する審査基準は、加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。）について、保安教育実施方針及び保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められているこ

と、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていることとしている。

規制庁は、保安教育実施方針及び保安教育実施計画を作成し実施することが定められていること、保安教育の内容、実施時期及び対象者が定められていること、教育の実施結果及び評価を確認し改善を要する場合に必要な措置を講じること等を確認したことから、加工規則第8条第1項第5号に関する審査基準を満足していると判断した。

(6) 加工規則第8条第1項第6号（加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）

加工規則第8条第1項第6号に関する審査基準は、加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、加工規則第8条第1項第6号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 加工施設の保安に係る基本方針を全社的観点から審議する品質・保安会議を設置することを定めるとしていること。
- ② 加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する燃料製造安全委員会を設置することを定めるとしていること。
- ③ 品質保証活動の実施状況を経営として評価し、取組が弱い場合に要員、組織等の全社の仕組みが機能しているかの観点から審議する安全・品質改革委員会を設置することを定めるとしていること。

(7) 加工規則第8条第1項第15号（記録及び報告）

加工規則第8条第1項第15号に関する審査基準は、加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること、加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理に関することが定められていること等としている。

規制庁は、加工規則の改正を踏まえ、使用前事業者検査等に係る記録について、記録すべき場合及び保存期間が定められていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第15号に関する審査基準を満足していると判断した。

(8) 加工規則第8条第1項第16号（加工施設の施設管理）

加工規則第8条第1項第16号に関する審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決

定)。以下「保安措置等ガイド」という。)を参考として定められていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、加工規則第8条第1項第16号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安措置等ガイドを踏まえ、設計及び工事も含めた施設全体を一体として管理するために、施設管理方針及び施設管理目標の設定、施設管理の重要度の設定、構成管理の実施等が施設管理計画として定められていること。
- ② 加工施設の工事を行う場合に、当該設計が要求事項を満たすよう品質マネジメントシステム計画に従った設計を行うことが設計管理として定められていること。
- ③ 作業管理として、上記の設計管理の結果に従って工事を実施すること、加工施設の工事及び点検を実施する際に考慮すべき事項等が定められていること。
- ④ 使用前事業者検査について、検査の独立性を確保した上で実施することが定められていること。

(9) 加工規則第8条第1項第17号(技術情報の共有)

加工規則第8条第1項第17号に関する審査基準は、保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていることとしている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、加工規則第8条第1項第17号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、施設管理要領に基づき他の加工事業者と共有することが定められていること。
- ② 他の原子力施設の運転経験等を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じることが施設管理計画等に定められていること。

(10) 加工規則第8条第1項第18号(不適合発生時の情報の公開)

加工規則第8条第1項第18号に関する審査基準は、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること、情報の公開に関して原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていることとしている。

規制庁は、品質マネジメントシステム計画に定める不適合の管理として、公開基準に従い、原子力施設情報公開ライブラリーに登録することにより、情報の公開を行うことが定められていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第18号に関する審査基準を満足していると判断した。

(1 1) 加工規則第8条第1項第19号(その他必要な事項)

加工規則第8条第1項第19号に関する審査基準は、保安規定を定める目的が核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること等としている。

規制庁は、原子炉等規制法に基づき保安のために必要な措置を定め、災害の防止を図ることが目的として定められていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第19号に関する審査基準を満足していると判断した。

(1 2) 核燃料物質の搬入前までに保安規定に定める事項

審査基準では、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、その段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項について、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定においては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを確認している。

規制庁は、本申請において申請されていない、加工施設の運転管理に関する事項、核燃料物質の管理に関する事項、放射線管理に関する事項、放射性廃棄物管理に関する事項、核燃料物質による災害の発生に備えた緊急時の措置に関する事項、報告に関する事項等については、核燃料物質の搬入前までに定めるとしていることを確認したことから、災害の防止上支障がないことを確認した。

## 電源開発株式会社大間原子力発電所原子炉施設保安規定の 制定に関する審査結果

番 号  
令和2年9月16日  
原子力規制庁

### I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和2年5月28日付け原技発第7号（令和2年8月31日付け原技発第31号をもって一部補正）をもって、電源開発株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された大間原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「大間保安規定」という。）認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

### II. 申請の概要

申請者が提出した大間保安規定認可申請書によれば、申請の概要は以下のとおりである。

#### 1. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う制定

原子炉等規制法の一部が改正され、これに伴い実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）の一部が改正されるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）が制定されたことから、保安規定を制定する。

### Ⅲ. 審査の内容

#### Ⅲ－１. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

##### １. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う制定

- ① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制及び品質マネジメントシステムについて、保安規定に定める品質マネジメントシステム等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ② 保安管理体制について、保安規定に定める保安に関する組織及び職務等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ③ 施設管理について、保安規定に定める使用前事業者検査の実施等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ④ 保安教育について、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の教育訓練の内容等と整合していること
- ⑤ 記録について、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の記録及び報告の内容と整合していること
- ⑥ 本申請において申請されていない事項については、原子炉に核燃料物質を装荷する前までに発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた内容を踏まえ、段階的に保安規定に定めるとしていること

#### Ⅲ－２. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用炉規則第９２条第１項各号を表している。

##### １. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う制定

###### (１) 第１号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）

第１号について、保安規定審査基準は、保安規定に基づき重要度等に応じて文書を定め、遵守することが定められていること、経営責任者の積極的な関与が明記されていること、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確になっていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第１号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安活動を実施するに当たって、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行わ

れるよう社長が基本方針を定め、必要に応じて見直しを行うことが定められていること

- ② 関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう組織内規程類を定め、これに基づき計画を策定し、活動状況を評価し、その結果を反映することが定められていること
- ③ 上記の計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守に関する活動を実施することが定められていること

#### (2) 第2号（品質マネジメントシステム）

第2号について、保安規定審査基準は、品質マネジメントシステムが、品質管理基準規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること等を求めている。

規制庁は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈を踏まえて品質マネジメントシステム計画が定められ、当該品質マネジメントシステム計画において安全文化の育成及び維持に関することを含め保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る仕組みをその保安活動の重要度に応じた管理とすることが定められていること等を確認したことから、第2号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

#### (3) 第3号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）

第3号について、保安規定審査基準は、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、使用前事業者検査等における独立性の確保するための体制を含め、建設段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認したことから、第3号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

#### (4) 第5号、第6号（電気主任技術者の職務の範囲等）

第5号及び第6号について、保安規定審査基準は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務範囲及びその内容並びに必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が情報を共有し、意思疎通を図ること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第5号及び第6号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務内容、選任要件等が定められていること



- ② 電気主任技術及びボイラー・タービン主任技術者相互の情報共有について定められていること

(5) 第7号（保安教育）

第7号について、保安規定審査基準は、保安教育実施方針が定められ、当該実施方針に基づき保安教育実施計画を定め、保安教育を実施し、その実施状況を確認すること、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等が定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第7号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 発電用原子炉施設の管理を行う所員に対する保安教育実施方針が定められていること
- ② 保安教育実施方針に基づき、毎年度、保安教育実施計画を作成し、当該計画に基づき保安教育を実施し、実施結果を報告することが定められていること
- ③ 保安教育の内容及びその内容を定められた頻度で見直しを行うこと

(6) 第8号ホ（発電用原子炉施設の運転の安全審査）

第8号について、保安規定審査基準は、発電用原子炉施設の保安に関する重要事項等を審議する委員会の設置、構成及び審議事項が定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第8号ホに関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、本店に原子炉施設保安委員会を設置すること
- ② 発電所の保安運営に関する事項を審議する委員会として、発電所に原子炉施設保安運営委員会を設置すること
- ③ これらの委員会の構成員及び審議する事項が定められていること

(7) 第17号（記録及び報告）

第17号について、保安規定審査基準は、発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること、実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関することが定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第17号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 建設段階の発電用原子炉に必要な記録として、実用炉規則第67条に定める施設管理、保安教育及び品質マネジメントシステムに係る記録、実用炉規則第14条の3に定める使用前事業者検査に係る記録等について、記録する項

目、記録すべき場合及び保存期間が定められていること

- ② これらの保安に関する記録を適正に作成し、保存することが定められていること

(8) 第18号（発電用原子炉の施設管理）

第18号について、保安規定審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号－7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「保安措置等ガイド」という。）を参考として定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第18号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安措置等ガイドを踏まえ、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するために、施設管理方針及び施設管理目標の設定、施設管理の重要度の設定、構成管理の実施等が施設管理計画として定められていること
- ② 新たな設計又は設計変更に該当する発電用原子炉施設の工事を行う場合に、当該設計が要求事項を満たすよう品質マネジメントシステム計画に従った設計を行うことが設計管理として定められていること
- ③ 作業管理として、上記の設計管理の結果に従って工事を実施すること、発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に考慮すべき事項等が定められていること
- ④ 使用前事業者検査について、検査の独立性を確保した上で実施することが定められていること

(9) 第19号（技術情報の共有）

第19号について、保安規定審査基準は、保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第19号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、BWR事業者協議会を通じて他の発電用原子炉設置者と共有することが施設管理計画に定められていること
- ② 他の原子力施設の運転経験等を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じることが施設管理計画等に定められていること

(10) 第20号(不適合発生時の情報の公開)

第20号について、保安規定審査基準は、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること、情報の公開に関して原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていることを求めている。

規制庁は、品質マネジメントシステム計画に定める不適合の管理として、組織内規程類に定める公開基準に従い、原子力施設情報公開ライブラリーに登録することにより、情報の公開を行うことが定められていることを確認したことから、第20号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

(11) 第21号(その他必要な事項)

第21号について、保安規定審査基準は、保安規定を定める目的が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていることを求めている。

規制庁は、原子炉等規制法に基づき保安のために必要な措置を定め、災害の防止を図ることが目的として定められていることを確認したことから、第21号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

(12) 段階的に保安規定に定める事項

保安規定審査基準は、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、その段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項について、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定においては、それらの事項を定める時期が設定されること及びその時期までにそれらの事項を定めることで災害の防止上支障がないことを確認するとしている。

規制庁は、本申請において申請されていない事項について、以下に掲げる事項を確認したことから、災害の防止上支障がないことを確認した。

- ① 核燃料物質の管理に必要となる管理区域の設定その他の放射線管理に関する事項や放射性固体廃棄物の管理に関する事項、核燃料物質による災害の発生に備えた緊急時の措置に関する事項や報告に関する事項等を発電所に核燃料物質を搬入する前までに定めるとしていること
- ② 原子炉の運転に必要となる運転上の制限その他の運転管理に関する事項、原子炉の運転後に発生する使用済燃料の管理に関する事項等を含む保安規定に定めるべき全ての事項を原子炉に核燃料物質を装荷する前までに定めるとしていること

# 東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所原子炉施設保安規定の制定に関する審査結果

番 号  
令和2年9月16日  
原子力規制庁

## I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和2年5月28日付け原管発官R2第57号（令和2年8月31日付け原管発官R2第136号をもって一部補正）をもって、東京電力ホールディングス株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された東通原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「東通保安規定」という。）認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

## II. 申請の概要

申請者が提出した東通保安規定認可申請書によれば、申請の概要は以下のとおりである。

### 1. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う制定

原子炉等規制法の一部が改正され、これに伴い実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）の一部が改正されるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）が制定されたことから、保安規定を制定する。

### Ⅲ. 審査の内容

#### Ⅲ－１. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

##### １. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う制定

- ① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制及び品質マネジメントシステムについて、保安規定に定める品質マネジメントシステム等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ② 保安管理体制について、保安規定に定める保安に関する組織及び職務等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ③ 施設管理について、保安規定に定める使用前事業者検査の実施等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ④ 保安教育について、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の教育訓練の内容等と整合していること
- ⑤ 記録について、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の記録及び報告の内容と整合していること
- ⑥ 本申請において申請されていない事項については、原子炉に核燃料物質を装荷する前までに発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた内容を踏まえ、段階的に保安規定に定めるとしていること

#### Ⅲ－２. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用炉規則第９２条第１項各号を表している。

##### １. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う制定

###### (１) 第１号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）

第１号について、保安規定審査基準は、保安規定に基づき重要度等に応じて文書を定め、遵守することが定められていること、経営責任者の積極的な関与が明記されていること、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確になっていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第１号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安活動を実施するに当たって、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行わ

れるよう社長が基本方針を定め、必要に応じて見直しを行うことが定められていること

- ② 関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう組織内規程類を定め、これに基づき計画を策定し、活動状況を評価し、その結果を反映することが定められていること
- ③ 上記の計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守に関する活動を実施することが定められていること

#### (2) 第2号（品質マネジメントシステム）

第2号について、保安規定審査基準は、品質マネジメントシステムが、品質管理基準規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること等を求めている。

規制庁は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈を踏まえて品質マネジメントシステム計画が定められ、当該品質マネジメントシステム計画において安全文化の育成及び維持に関することを含め保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る仕組みをその保安活動の重要度に応じた管理とすることが定められていること等を確認したことから、第2号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

#### (3) 第3号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）

第3号について、保安規定審査基準は、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、使用前事業者検査等における独立性の確保するための体制を含め、建設段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認したことから、第3号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

#### (4) 第5号、第6号（電気主任技術者の職務の範囲等）

第5号及び第6号について、保安規定審査基準は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務範囲及びその内容並びに必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が情報を共有し、意思疎通を図ること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第5号及び第6号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務内容、選任要件等が定められていること

- ② 電気主任技術及びボイラー・タービン主任技術者相互の情報共有について定められていること

(5) 第7号（保安教育）

第7号について、保安規定審査基準は、保安教育実施方針が定められ、当該実施方針に基づき保安教育実施計画を定め、保安教育を実施し、その実施状況を確認すること、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等が定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第7号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 発電用原子炉施設の管理を行う所員に対する保安教育実施方針が定められていること
- ② 保安教育実施方針に基づき、毎年度、保安教育実施計画を作成し、当該計画に基づき保安教育を実施し、実施結果を報告することが定められていること
- ③ 保安教育の内容及びその内容を定められた頻度で見直しを行うこと

(6) 第8号ホ（発電用原子炉施設の運転の安全審査）

第8号について、保安規定審査基準は、発電用原子炉施設の保安に関する重要事項等を審議する委員会の設置、構成及び審議事項が定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第8号ホに関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、本社に原子力発電保安委員会を設置すること
- ② 発電所の保安運営に関する事項を審議する委員会として、発電所に原子力発電保安運営委員会を設置すること
- ③ これらの委員会の構成員及び審議する事項が定められていること

(7) 第17号（記録及び報告）

第17号について、保安規定審査基準は、発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること、実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関することが定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第17号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 建設段階の発電用原子炉に必要な記録として、実用炉規則第67条に定める施設管理、保安教育及び品質マネジメントシステムに係る記録、実用炉規則第14条の3に定める使用前事業者検査に係る記録等について、記録する項

目、記録すべき場合及び保存期間が定められていること

- ② これらの保安に関する記録を適正に作成し、保存することが定められていること

(8) 第18号（発電用原子炉の施設管理）

第18号について、保安規定審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号－7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「保安措置等ガイド」という。）を参考として定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第18号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安措置等ガイドを踏まえ、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するために、施設管理方針及び施設管理目標の設定、施設管理の重要度の設定、構成管理の実施等が施設管理計画として定められていること
- ② 新たな設計又は設計変更に該当する発電用原子炉施設の工事を行う場合に、当該設計が要求事項を満たすよう品質マネジメントシステム計画に従った設計を行うことが設計管理として定められていること
- ③ 作業管理として、上記の設計管理の結果に従って工事を実施すること、発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に考慮すべき事項等が定められていること
- ④ 使用前事業者検査について、検査の独立性を確保した上で実施することが定められていること

(9) 第19号（技術情報の共有）

第19号について、保安規定審査基準は、保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第19号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、BWR事業者協議会を通じて他の発電用原子炉設置者と共有することが施設管理計画に定められていること
- ② 他の原子力施設の運転経験等を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じることが施設管理計画等に定められていること



(10) 第20号(不適合発生時の情報の公開)

第20号について、保安規定審査基準は、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること、情報の公開に関して原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていることを求めている。

規制庁は、品質マネジメントシステム計画に定める不適合の管理として、組織内規程類に定める公開基準に従い、原子力施設情報公開ライブラリーに登録することにより、情報の公開を行うことが定められていることを確認したことから、第20号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

(11) 第21号(その他必要な事項)

第21号について、保安規定審査基準は、保安規定を定める目的が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていることを求めている。

規制庁は、原子炉等規制法に基づき保安のために必要な措置を定め、災害の防止を図ることが目的として定められていることを確認したことから、第21号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

(12) 段階的に保安規定に定める事項

保安規定審査基準は、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、その段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項について、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定においては、それらの事項を定める時期が設定されること及びその時期までにそれらの事項を定めることで災害の防止上支障がないことを確認するとしている。

規制庁は、本申請において申請されていない事項について、以下に掲げる事項を確認したことから、災害の防止上支障がないことを確認した。

- ① 核燃料物質の管理に必要となる管理区域の設定その他の放射線管理に関する事項や放射性固体廃棄物の管理に関する事項、核燃料物質による災害の発生に備えた緊急時の措置に関する事項や報告に関する事項等を発電所に核燃料物質を搬入する前までに定めるとしていること
- ② 原子炉の運転に必要となる運転上の制限その他の運転管理に関する事項、原子炉の運転後に発生する使用済燃料の管理に関する事項等を含む保安規定に定めるべき全ての事項を原子炉に核燃料物質を装荷する前までに定めるとしていること

# リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター 使用済燃料貯蔵施設保安規定の制定に関する審査結果

番 号  
令和2年9月16日  
原子力規制庁

## 1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和2年7月28日付けRFS発官2第7号（令和2年9月4日付けRFS発官2第9号をもって一部補正）をもって、リサイクル燃料貯蔵株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の20第1項の規定に基づき申請されたリサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定認可申請書が、原子炉等規制法第43条の20第2項第1号に定める使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に定める使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第43条の20第2項第2号に定める使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準（原管廃発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の20第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

## 2. 申請の概要

本申請は、原子炉等規制法の一部改正に伴い、保安規定の制定時期が事業開始前から設置の工事に着手する前となり、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。）及び審査基準が改正されたことから、保安規定を制定するものである。

なお、本申請において申請されていない事項については、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がないことから、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入前までに使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた内容を踏まえて保安規定に定めるとしている。

### 3. 審査の内容

#### 3-1. 原子炉等規制法第43条の20第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制、品質マネジメントシステム、保安に関する職務等について、保安規定に定める品質マネジメントシステム等が、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項及び技術的能力に関する説明書の内容等と整合していること。
- (2) 施設管理について、保安規定に定める使用前事業者検査の実施等が、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。
- (3) 保安教育について、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。
- (4) 記録について、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。

#### 3-2. 原子炉等規制法第43条の20第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

##### (1) 貯蔵規則第37条第1項第1号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）

貯蔵規則第37条第1項第1号に関する審査基準は、保安規定に基づき重要度等に応じて文書を定め、遵守することが定められていること、経営責任者の積極的な関与が明記されていること、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確になっていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第1号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安活動を実施するに当たって、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう社長が基本方針を定め、必要に応じて見直しを行うことが定められていること。
- ② 関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう組織内規程類を定め、これに基づき計画を策定し、活動状況を評価し、その結果を反映することが定められていること。
- ③ 上記の計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守に関する活動を実施することが定められていること。

(2) 貯蔵規則第37条第1項第2号(品質マネジメントシステム)

貯蔵規則第37条第1項第2号に関する審査基準は、品質マネジメントシステムが、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定)。以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて定められていること等としている。

規制庁は、品質管理基準規則で定められた事項を踏まえた許可事項を基に品質管理基準規則解釈で定められた事項を踏まえ品質マネジメントシステム計画が定められ、当該品質マネジメントシステム計画において安全文化の育成及び維持に関することを含め、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る仕組みをその保安活動の重要度に応じた管理とすることが定められていること等を確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第2号に関する審査基準を満足していると判断した。

(3) 貯蔵規則第37条第1項第3号(使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織)

貯蔵規則第37条第1項第3号に関する審査基準は、使用済燃料貯蔵施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることとしている。

規制庁は、使用前事業者検査等における独立性を確保するための体制を含め、建設段階の使用済燃料貯蔵施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

(4) 貯蔵規則第37条第1項第4号(使用済燃料取扱主任者の職務の範囲等)

貯蔵規則第37条第1項第4号に関する審査基準は、使用済燃料貯蔵施設の保安の監督を行う使用済燃料取扱主任者の選任について定められていること、原子炉等規制法第43条の23第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められ、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること等としている。

規制庁は、使用済燃料取扱主任者の選任が定められ、社長への意見具申及び従事者に対する指示等を職務とし、保安の監督を行うために必要な権限を有すること、また、保安に係る業務を兼務しないことで独立性を確保することが定められていることを確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第4号に関する審査基準を満足していると判断した。

(5) 貯蔵規則第37条第1項第5号(保安教育)

貯蔵規則第37条第1項第5号に関する審査基準は、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。)について、保安教育実施方針及び保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていることとしている。

規制庁は、保安教育実施方針及び保安教育実施計画を作成し実施することが定められていること、保安教育の内容、実施時期及び対象者が定められていること、教育の実施結果及び評価を確認し改善を要する場合に必要な措置を講じること等を確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第5号に関する審査基準を満足していると判断した。

(6) 貯蔵規則第37条第1項第6号(使用済燃料貯蔵施設の操作)

貯蔵規則第37条第1項第6号に関する審査基準は、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に係る組織内の規程が定められていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第6号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する事項を審議する使用済燃料貯蔵施設保安委員会を設置することを定めるとしていること。
- ② 未然防止処置の観点から、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象及び関係法令の改正に関する情報を踏まえた保安活動の見直しについて検討する技術情報検討会議を設置することを定めるとしていること。

(7) 貯蔵規則第37条第1項第15号(記録及び報告)

貯蔵規則第37条第1項第15号に関する審査基準は、使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること、貯蔵規則第27条に定める記録について、その記録の管理に関することが定められていること等としている。

規制庁は、貯蔵規則の改正を踏まえ、使用前事業者検査等に係る記録について、記録すべき場合及び保存期間が定められていることを確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第15号に関する審査基準を満足していると判断した。

(8) 貯蔵規則第37条第1項第16号(使用済燃料貯蔵施設の施設管理)

貯蔵規則第37条第1項第16号に関する審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決

定)。以下「保安措置等ガイド」という。)を参考として定められていること等としている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第16号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安措置等ガイドを踏まえ、設計及び工事も含めた施設全体を一体として管理するために、施設管理方針及び施設管理目標の設定、施設管理の重要度の設定、構成管理の実施等が施設管理計画として定められていること。
- ② 使用済燃料貯蔵施設の工事を行う場合に、当該設計が要求事項を満たすよう品質マネジメントシステム計画に従った設計を行うことが設計管理として定められていること。
- ③ 作業管理として、上記の設計管理の結果に従って工事を実施すること、使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検を実施する際に考慮すべき事項等が定められていること。
- ④ 使用前事業者検査について、検査の独立性を確保した上で実施することが定められていること。

#### (9) 貯蔵規則第37条第1項第18号(技術情報の共有)

貯蔵規則第37条第1項第18号に関する審査基準は、保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用済燃料を貯蔵する者と共有し、自らの使用済燃料貯蔵施設の保安を向上させるための措置が定められていることとしている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第18号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 施設管理を行うべき施設の運用に必要な保安に関する技術情報について、リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議を通じて他の使用済燃料貯蔵に係る事業者と共有することが施設管理計画に定められていること。
- ② 他の原子力施設の運転経験等を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じることが施設管理計画等に定められていること。

#### (10) 貯蔵規則第37条第1項第19号(不適合発生時の情報の公開)

貯蔵規則第37条第1項第19号に関する審査基準は、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること、情報の公開に関して自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていることとしている。

規制庁は、品質マネジメントシステム計画に定める不適合の管理として、公開基準に従い、原子力施設情報公開ライブラリーに登録することにより、情報の公開を行うことが定められていることを確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第19号に関する審査基準を満足していると判断した。

(1 1) 貯蔵規則第37条第1項第20号(その他必要な事項)

貯蔵規則第37条第1項第20号に関する審査基準は、保安規定を定める目的が使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること等としている。

規制庁は、原子炉等規制法に基づき保安のために必要な措置を定め、災害の防止を図ることが目的として定められていることを確認したことから、貯蔵規則第37条第1項第20号に関する審査基準を満足していると判断した。

(1 2) 使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入前までに保安規定に定める事項

審査基準では、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、その段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項について、使用済燃料を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定においては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを確認している。

規制庁は、本申請において申請されていない、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵管理に関する事項、放射性廃棄物管理に関する事項、放射線管理に関する事項、緊急時の措置、報告に関する事項等については、使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定めるとしていることを確認したことから、災害の防止上支障がないことを確認した。

(案)

番 号  
年 月 日

日本原燃株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 名 宛て

原子力規制委員会

再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定の認可について

令和2年6月1日付け2020燃建発第1号（令和2年8月19日付け2020燃建発第6号及び令和2年9月3日付け2020燃建発第8号をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、認可します。



(案)

番 号  
年 月 日

電源開発株式会社  
取締役社長 名 宛て

原子力規制委員会

大間原子力発電所原子炉施設保安規定の認可について

令和2年5月28日付け原技発第7号（令和2年8月31日付け原技発第31号をもって一部補正）をもって申請がありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第1項の規定に基づき、認可します。

(案)

番 号  
年 月 日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 名 宛て

原子力規制委員会

東通原子力発電所原子炉施設保安規定の認可について

令和2年5月28日付け原管発官R2第57号（令和2年8月31日付け原管発官R2第136号をもって一部補正）をもって申請がありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第1項の規定に基づき、認可します。

(案)

番 号  
年 月 日

リサイクル燃料貯蔵株式会社  
代表取締役社長 名 宛て

原子力規制委員会

リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定の認可について

令和 2 年 7 月 2 8 日 付 け R F S 発 官 2 第 7 号 ( 令 和 2 年 9 月 4 日 付 け R F S 発 官 2 第 9 号 を も っ て 一 部 補 正 ) を も っ て 、 申 請 の あ っ た 上 記 の 件 に つ い て は 、 核 原 料 物 質 、 核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉 の 規 制 に 関 す る 法 律 第 4 3 条 の 2 0 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 認 可 し ま す 。